

# 一般社団法人 CoIN 定 款

令和5年3月3日 作 成 令和5年3月13日 定款認証

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 CoIN と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、社会に価値ある変革を共創するコーイノベーション (Co-Innovation) の促進と達成を目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会のイノベーションを促進する事業
- (2) 事業共創研究を行うコーイノベーション・ラボラトリーの活動支援事業
- (3) 起業支援事業
- (4) 起業教育事業
- (5) 前各号に附帯又は関連する事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

### 第5条

1 本法人の会員は次の四種とし、一般会員を以て、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 一般会員：本法人の目的に賛同し、入会した者
- (2) 特別会員：理事、監事など、本法人において特別の資格を委譲され活動する者
- (3) 賛助会員：当法人の目的に賛同し、援助するために入会した者
- (4) 協力会員：本法人の目的及び事業に自主的かつ無償にて運営に協力すべく意思表示し、入会が承認された者

2 会員は、本法人がおこなう事業に参加することができる。

3 会員に関する事項は、定款に定めるほか、会員規程によって定め、理事会が入会承認等必要な手続きを行うものとする。

(入会)

第6条 本法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費及び経費の負担)

### 第7条

1 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、一般会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 特別会員は、会費の納付が免除される。
- 3 賛助会員は別途定める賛助会費を納付する。協力会員は自主的かつ無償にて運営に協力することにより、これに代えることが出来る。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 一般会員全員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条

- 1 社員総会は、一般会員をもって構成される。
- 2 前項の社員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(招集)

第14条

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開会日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第17条

1 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、他の社員を代理人として決議を委任することができる。この場合において、第1項の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

4 社員は前項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、本法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(議事録)

第18条

1 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、署名若しくは記名押印又は電子署名する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条

1 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって、一般法人法における代表理事とする。

(役員を選任)

第20条

1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は本法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることが出来ない。

4 理事及びその配偶者または3親等以内の親族等の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表する。

(監事の職務及び権限)

#### 第 22 条

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

#### 第 23 条

- 1 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する決議は、総一般会員の半数以上であって、総一般会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数を以て行わなければならない。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

#### 第 26 条

- 1 本法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

#### 第 28 条

- 1 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

#### 第 29 条

- 1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

#### 第30条

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に、署名若しくは記名押印又は電子署名する。

### 第7章 基金

(基金の拠出)

第31条 本法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第32条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第33条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第34条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

### 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

#### 第36条

1 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号、第三号及び第四号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) (2)及び(3)の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第37条 本法人は剰余金の分配を行うことが出来ない。

### 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地

方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 附則

(最初の事業年度)

第42条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(内規)

第43条 本法人の内規は、理事会の承認を経て別に定めることができる。

(その他の事項)

第44条 本法人の定款及びその施行細則、内規のいずれにも定められていない事項並びに業務の運営上必要ある事項に関する決定は、理事会に委嘱される。

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(設立時役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事、及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時代表理事 井上 徹

設立時理事 真鍋誠司 田名部元成 渡邊洋平

設立時監事 竹内壮輔

(設立時社員)

第47条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

神奈川県横浜市神奈川区片倉二丁目34番26号 カサベルダ大丸101号

井上 徹

東京都品川区南品川6丁目18番2号 アプト南品川206

田名部元成

(法令の準拠)

第48条

1 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。

2 本法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条所定の公益認定を受けた際には、本定款の「一般社団法人」とある部分は、「公益社団法人」と読み替えるものとする。

以上、一般社団法人 CoIN 設立のため、設立時社員井上徹ならびに田名部元成は、電磁的記録であるこの定款を作成し、それぞれ電子署名をする。

令和 5 年 3 月 3 日

設立時社員 井上 徹 ㊞

設立時社員 田名部元成 ㊞